少花粉スギ等造林対策事業実施要領

平成26年 4月 1日 治第 9号 最終改正 令和7年 5月 1日 治第137号

第1 趣旨

森林が持つ水源涵養、土砂流出防備等の公益的機能については、県民生活に欠くことのできない重要な役割を担っているが、担い手の減少や高齢化、木材価格の低迷等により、「伐って・使って・植えて・育てる」林業の循環が停滞し、再造林による適切な更新が図られていないのが現状である。

特に、主な花粉発生源であるスギ・ヒノキ人工林は、花粉量の多い高齢の森林が増加しており、再造林による若返りを進め、花粉量を抑制する必要がある。

このため、人工林の主伐を促し、少花粉スギ等の花粉の少ない特性を有した品種(以下「少花粉スギ等」という。)への植替えを促進することで、齢級構成の平準化と花粉発生量の抑制を図る。

なお、事業実施に当たっては、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。)、岡山県造林事業補助金交付要綱(昭和48年7月23日付け、治第867号。以下「交付要綱」という。)、岡山県造林事業実施要領(平成19年4月2日付け、治第53号。以下「造林要領」という。)、岡山県造林事業調査要領(昭和53年7月20日付け、治第359号。以下「調査要領」という。)、岡山県造林補助金事務取扱要領(平成23年8月25付け、治第610-6号)、森林環境保全整備事業実施要綱(平成14年3月29日付け、13林整整第882号)、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け、13林整整第885号。以下「環境保全要領」という。)、森林整備促進事業実施要領(平成20年4月1日付け、治第5号)、森林環境保全整備事業実施要領の運用について(平成14年12月26日付け、14林整整第580号)、農山漁村地域整備交付金交付要綱(平成22年4月1日付け、21農振第2567号)、農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け、21株整計第336号。)及び岡山県造林事業実施基準(平成19年4月2日付け、治第55号)によるほか、この要領によるものとする。

第2 補助対象となる事業内容及び採択基準

少花粉スギ等造林対策事業費補助金(以下「補助金」という。)の対象となる事業内容、採択基準及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

第3 事業主体

- 1 本事業における事業主体は、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林 組合連合会、森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に規定する特定非営 利活動法人等、同条第8号に規定する団体、森林経営計画の認定を受けた者、森林の 間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第5条第1項に規定 する特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者及び森林 経営管理法(平成30年法律第35号)第36条第2項の規定により都道府県が公表した民 間事業者とする。
- 2 事業主体は、事業の実施形態等により、次のように区分する。
- (1)森林組合が自己所有林(信託を引き受けた森林又は森林組合法(昭和53年法律第36号)第26条第1項に規定する森林)に直営その他の方法により実行した場合の事業主体は森林組合。
- (2) 森林組合が森林組合所有以外の森林につき受託施行した場合の事業主体は次によ

る。

- ア 委託者が、市町村及び森林整備法人である場合は、それぞれ市町村、森林整備 法人
- イ 委託者が、市町村及び森林整備法人以外の場合は、森林組合
- (3) 森林組合が事業の実行に関与しない場合で、かつ、事業主体となり得る者が自力で又は造林会社等に外注して実行した場合は、当該事業主体。

第4 事業要望の調査等

- 1 県民局長は、市町村、森林組合等の意見を聴くとともに、管内の事業実施要望を調査し、様式第1号に取りまとめ、別に定める日までに農林水産部長に提出する。
- 2 農林水産部長は、県民局長から提出された事業実施要望と予算等を勘案し、補助金 を県民局長に配分する。
- 3 県民局長は、2の配分額の範囲内で事業主体及び市町村が補助事業者である場合は 当該市町村へ内示を行う。また、県民局長は事業主体へ内示を行った際には、該当の 市町村へ内示額等を通知する。
- 4 事業主体は内示額に基づき事業を実施する。
- 5 事業実施要望の変更を行うときは、上記1の規定を準用する。

第5 補助金の交付申請

- 1 交付要綱第3条に規定する補助金交付申請書については、様式第2号によるものとする。ただし、市町村が補助事業者として事業を実施する場合については、別紙1のとおりとする。
- 2 補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。なお、前項のただし書きの場合は除く。
- (1)総括位置図(施行地の位置を示した5万分の1の地形図又はこれに準ずるもの)
- (2) 施業図(造林要領に規定の様式)
- (3) 現地写真(原則として位置情報が記録されたもの) 事業実施前及び完了後の写真

なお、下刈りについては、必要に応じて近景及び遠景の写真

- (4) 社会保険等加入実態状況表(造林要領に規定の様式)
- (5) 受託造林の場合は委託契約書の写し
- (6) 請負に付した場合は、請負契約書の写し
- (7) 委任状の写し(代理申請の場合)
- (8) 実行経費内訳書(市町村が請負に付した場合、ただし、実行経費に係る関係書類の写しに代えることもできる)
- (9) 施業実施協定書の写し(森林法施行令第11条第7号に掲げるNPO等が実施した場合)
- (10) 森林法施行令第11条8号に規定する団体の場合は、規約、造林地の森林所有者を明示した構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿
- (11) 測量野帳(人工造林の場合)
- (12) 森林経営計画等に基づかない人工造林において、当該林分の伐採及び伐採後の造林の届出書の写し
- (13) 少花粉スギ等造林について、林業種苗法(昭和45年法律第89号)第18条の規定により苗木に添付された生産事業者表示票又は配布事業者表示票(少花粉苗木であることを示す種穂の採取場所や品種名が記載されているものに限る。)の写し
- (14) その他知事が必要と認める書類

- 3 補助金交付申請を行う事業主体は、次の書類を整備するものとする。
- (1) 社会保険等加入実態状況表に係る証拠書類(施行地毎)
- (2) 測量野帳
- (3) 森林経営計画書、経営管理実施権配分計画又は集約化実施計画書
- (4) 受委託契約に係る仕様書
- (5) 受委託契約に係る見積書
- (6) 受委託事業精算書
- 4 補助金交付申請書に記載する面積及び施業図は、コンパス等による測量、地球測位 システム(GNSS)等による測量、オルソ画像等による測量によるものとする。 また、精度の高い既存の図面を使用して求めることができるものとする。
- 5 事業主体は、原則として補助金の申請前までに、2の(2)の施業図(シェープファイル形式)を岡山県森林クラウドに登録すること。(造林補助事業の嵩上げの場合を除く。)なお、登録に当たっては、別途通知する登録方法を参照して行うものとする。

第6 補助金の交付

- 1 県民局長は、補助金交付申請書が提出されたときは、交付申請書の内容を審査し、 補助金の査定を行い、補助金の交付決定及び額の確定を同時に行う。
- 2 県民局長は、前項の補助金の交付決定及び額の確定を行った場合は、当該補助金の 交付申請者に様式第3号により通知するとともに、市町村長に補助金の交付決定及び 額の確定通知書の写しを送付するものとする。
- 3 前項の補助金の交付決定及び額の確定通知書に添付する補助金明細書は、造林要領第1の5の(8)に規定する様式とする。なお、本事業においては、制限林に係る内容を記載するとともに、下刈りの場合は、下刈り回数、下刈り施行地の植栽に係る申請時期及び申請番号を記載するものとする。
- 4 調査は、調査要領に基づき実施する。

第7 市町村の経由

事業主体は、第4の1の事業実施要望及び第5の1の補助金交付申請書を事業所在地の市町村を経由して、県民局長へ提出する。

第8 補助金の算定

補助金額の算定は、別表のとおりとする。

第9 軽易な変更

規則第10条ただし書に規定する知事が別に定める軽易な変更は、別表に掲げる変更とする。

第10 補助金交付に関する報告

県民局長は、事業完了後速やかに、補助金交付実績報告書(様式第4号)を農林水産 部長に提出する。

第11 その他

1 事業主体は、おかやま森づくり県民税を財源としているこの事業により森林整備を 進めていることを森林所有者等へ広くPRすること。

- 2 事業主体は、おかやま森づくり県民税の目的に沿った各種活動について協力すること。
- 3 施行地等の転用等に伴う補助金の返還措置については、「岡山県造林事業実施要領」 (平成19年4月2日付け、治第53号)第4を準用する。
- 4 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

- 附 則(平成31年4月1日 治第 1号) この要領は、平成31年度事業から適用する。
- 附 則(令和2年3月26日 治第747号) この要領は、令和2年度事業から適用する。
- 附 則(令和3年4月5日 治第 19号) この要領は、令和3年度事業から適用する。
- 附 則(令和4年3月18日 治第725号) この要領は、令和4年度事業から適用する。
- 附 則(令和5年3月30日 治第714号) この要領は、令和5年度事業から適用する。
- 附 則(令和6年4月1日 治第 26号) この要領は、令和6年度事業から適用する。
- 附 則(令和6年5月1日 治第 128号) この要領は、令和6年度事業から適用する。
- 附 則(令和7年5月1日 治第 137号) この要領は、令和7年度事業から適用する。

別表

少花粉スギ等造林対策事業の事業内容・採択基準・補助金額の算定等について

事業区分	事業内容	補助採択要件	補助金額の算定	注記	軽易な変更
少花粉スギ等造林	人工林伐採跡地の少 花粉スギ・ヒノキによ る再造林	・少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗による植栽であること。 ・1カ所 0.10ha 以上であること。 ・基準植栽本数については造林要領第 1の(1)による。	・補助対象事業費(標準単価に事業量(ha)と間接費率を乗じて算定する。)に補助率を乗じた額を上限とする。(補助対象事業費は百円未満を切り捨て、補助金額は円未満を切り捨てとする。)・市町村が請負に付して実行した場合で、実行経費	・補助率については、別途通知する	
下刈り	少花粉スギ等の人工 林の下刈り	・少花粉スギ・ヒノキ苗木の再造林箇所であること。 ・1カ所 0.10ha 以上であること。 ・植栽後 4回目以降の下刈りは対象としない。ただし、令和5年度以前に植栽した施行地は、なお従前の例による。	が補助対象事業費を下回る場合は、実行経費に補助率を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・少花粉スギ・ヒノキと広葉樹等を混植する場合は、植栽本数の比率により算出した少花粉スギ・ヒノキの占有面積により補助金額を算定する。	ものとする。	次のものを除く
森林作業道整備	少花粉スギ・ヒノキの コンテナ苗による再 造林に必要な作業道 の開設	・皆伐、再造林に伴い開設するものであること。 ・少花粉スギ・ヒノキのコンテナ苗の植栽に伴うものであること。 ・1 ha の植栽面積に対して開設延長の200mまで補助(到達路網についても補助対象とすることができる。ただし、植栽面積1haに対して200	・補助対象事業費(補助基本額に事業量(m)を乗じて 算定する。)に補助率を乗じた額を上限とする。 (補助対象事業費は百円未満を切り捨て、補助金 額は円未満を切り捨てとする。) ・市町村が請負に付して実行した場合で、実行経費 が補助基本額に延長を乗じて求められた額を下 回る場合は、実行経費に補助率を乗じて求められた額を補助金額とする。 ・少花粉スギ・ヒノキと広葉樹等を混植する場合は、 植栽本数の比率により算出した少花粉スギ・ヒノ キの占有面積により補助金額を算定する。	・森林作業道台帳を整備すること。 ・補助基本額及び補助率について は、別途延伸申請として再としる。 ・補助金交付申請と同時に行うこと。 ・到達路網とは、既設に網とは当達 等から皆伐再造する地に到達するために作設するも、 ・原則として、一貫作業による施業 とすること。	変更とする。 ・事業費の 30% 以上の増減

別紙1

市町村が補助事業者となって事業を実施する場合の取扱について

第1 補助金の交付申請

交付要綱第3条に規定する補助金交付申請書については、様式第5号を事業実施前に 県民局長へ提出する。

なお、補助金交付申請書の提出期限は、別途定める。

第2 補助金の交付

- 1 県民局長は、市町村から補助金交付申請書が提出されたときは、交付申請書の内容 を審査し、様式第6号により交付決定を行う。
- 2 県民局長は、市町村から実績報告書(様式第7号)が提出されたときは、内容を確認し、適当であると認めた場合は、速やかに補助金の額の確定を行う。
- 3 県民局長は、前項の補助金の額の確定を行った場合は、様式第8号により通知する。

第3 変更承認申請

市町村は、規則第10条の規定により、補助事業の内容、経費の配分その他申請に係る 事項の変更又は事業の中止若しくは廃止の承認を受けようとするときは、変更(廃止又 は中止)承認申請書(様式第9号)を県民局長に提出しなければならない。

年度少花粉スギ等造林対策事業実施要望一覧表

県民局

<u></u>											<u> </u>
補助区分	市町村名	事業主体名	事業区分	樹種	植栽本数 (本)	面積 (ha)	延長 (m)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金(円)	備考
計					0	0.00	0	0		0	

記載注意

- 1 補助区分は、県から直接補助の場合は「直接」、市町村が補助事業者として実施する場合は「補助」とする。
- 2 事業区分は、別表の事業区分とする。
- 3 樹種は、下刈りの場合、裸苗又はコンテナ苗についても記入する。
- 4 面積は、haとし、小数第2位(切捨)とする。
- 5 延長は、mとし、整数止め(切捨)とする。
- 6 森林作業道整備の場合、開設目的となる再造林の樹種、植栽本数、面積についても記入する。
- 7 補助率は、別に定める範囲内とする。

番 号 年 月 日

岡山県 県民局長 殿

申請者(申請代理人)住所 氏名 (団体代表者氏名)

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金交付申請書

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則 (昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 造林内訳書

整理番号	申請番号	枝番			事業主体 受託区分 森林所有者	事業区分	造林 種類	樹種 林齢 (植栽 年度)	面積	植栽本長	下刈り 回数	制限林	下刈り 施行地の植栽 に係る申請 申請時期 申請番号	嵩上げの対象 となる造林補 助申請の申請 番号等
		•	地番		林州川伯祖									

- 2 県徴収金等の滞納がないことの証明
- (注) 1 少花粉スギ等造林対策事業実施要領第5の2に定める書類を添付する。
 - 2 造林補助事業の嵩上げの場合は、上記の添付書類を省略できるものとする。
 - 3 森林作業道整備の場合、開設目的となる再造林の樹種、植栽本数、面積についても記載する。
 - 4 少花粉スギ等造林及び下刈りについては、造林補助事業の嵩上げの場合は、 嵩上げ対象となる造林補助事業の補助金交付申請書の申請番号を、森林作業道 整備については、開設目的となる再造林の補助金交付申請書の申請番号を備考 欄に記載する。
 - 5 協業体にあっては、森林所有者欄に協業体名を記載する。
 - 6 森林所有者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく1,000万円以下の免税事業者及び簡易課税制度適用事業者以外の場合には、備考欄に「(原則課税)」と記載する。
 - 7 県徴収金等の滞納がないことの証明(納税証明書)は、同時期の申請であれば写しでも可とする。

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金の 交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請の 年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項及び第14条の規定により下記により交付することに決定し、併せて確定したので、同規則第7条及び第14条の規定により通知する。

年 月 日

岡山県 県民局長

囙

記

1 補助金の交付決定及び確定額 金 (内訳は、別に定める明細書のとおり)

- 円批
- 2 事業主体は、岡山県補助金等交付規則、岡山県造林事業補助金交付要綱、少花粉スギ等造林対策事業実施要領及び関係規定に従わなければならない。

これに違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 3 事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当 該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年 間整備保管しなければならない。
- 4 事業主体は、次の各号における措置を取らなければならない。
- (1) 植栽施行地については速やかに10年間以上の森林保険等に加入すること。
- (2) 森林の健全な育成のために適切な保育及び管理に努めること。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 補助金の交付に係る代理受領者は、代理受領した補助金の支払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管すること。

- 6 補助金の代理受領者は、受領した補助金を速やかに事業主体に支払うとともに、当該補助金の交付条件を通知すること。
- 7 消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式により該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに知事に報告するとともに知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

別表

施設等の区分	転用制限基準	補助金返還範囲
施行地	補助金交付の年度の翌年度の初日から起算して5年 以内に当該施行地を森林以外の用途への転用(補助 事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃 借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行 地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又 は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下 「転用等」という。)する場合	補助金相当額

番 号 日

岡山県 県民局長 殿

申請者 住所 団体名 代表者職氏名

消費税等相当額報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった 年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金について、岡山県造林事業補助金交付要綱第7 条第1項の規定により下記により報告します。

記

1 補助金の確定額

 (
 年 月 日付け、岡山県指令 第 号による確定額)

 金
 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)

金

(注) その他参考となる資料を添付すること。

年度少花粉スギ等造林対策事業補助金交付実績報告書

旧尼巴

_										<u> </u>	<u> </u>
補助区分	市町村名	事業主体名	事業区分	樹種	植栽本数 (本)	実施面積 (ha)	延長 (m)	補助対象事業費 (円)	補助率 (%)	補助金 (円)	備考
計					0	0.00	0	0		0	

- 記載注意 1 補助率毎に区別して記載する。
 - 2 補助区分は、県から直接補助の場合は「直接」、市町村が補助事業者として実施する場合は「補助」とする。
 - 3 事業区分は、別表の事業区分とする。
 - 4 樹種は、下刈りの場合、裸苗又はコンテナ苗についても記入する。
 - 5 面積は、haとし、小数第2位(切捨)とする。
 - 6 延長は、mとし、整数止め(切捨)とする。
 - 7 森林作業道整備の場合、開設目的となる再造林の樹種、植栽本数、面積についても記入する。
 - 8 補助率は、別に定める範囲内とする。

(市町村が補助事業者の場合) 様式第5号

> 番 号 年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所

市町村長

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金交付申請書

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等の交付申請額

円

- 2 事業実施計画書※様式 I を添付する。
- 3 市町村補助金交付要綱等

岡山県指令 第 号

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金の 交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請の 年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金については、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第5条第1項の規定により下記により交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知する。

年 月 日

岡山県 県民局長

円也

印

記

- 1 補助金の交付決定及び確定額 金 (内訳は、別に定める明細書のとおり)
- 2 補助事業者及び事業主体は、岡山県補助金等交付規則、岡山県造林事業補助金交付 要綱、少花粉スギ等造林対策事業実施要領及び関係規定に従わなければならない。 これに違反した場合は、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 補助事業者及び事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 4 補助事業者は事業主体に対して、次の各号における措置を取らせなければならない。
- (1) 植栽施行地については速やかに10年間以上の森林保険等に加入すること。
- (2) 森林の健全な育成のために適切な保育及び管理に努めること。
- (3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に当該事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ間接補助事業者を経由して知事にその旨届け出るとともに、当該転用等(転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。)に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- 5 補助事業者は、補助金の交付に係る代理受領者に対して、代理受領した補助金の支

払いを明らかにした書類を当該補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間整備 保管させること。

- 6 補助事業者は、補助金の代理受領者に対して、受領した補助金を速やかに事業主体 に支払わせるとともに、当該補助金の交付条件を通知させること。
- 7 事業主体は、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、該当の補助金の交付決定及び額の確定通知書番号等を速やかに補助事業者に報告するものとする。補助事業者は別紙様式により知事に報告するとともに知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還しなければならない。ただし、事業主体が補助事業者に対して当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額等に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りではない。

別表

施設等の区分	転用制限基準	補助金返還範囲
施行地	補助金交付の年度の翌年度の初日から起算して5年 以内に当該施行地を森林以外の用途への転用(補助 事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃 借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行 地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又 は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去(以下 「転用等」という。)する場合	補助金相当額

番号年月

岡山県 県民局長 殿

(事業主体) 住所 団体名 代表者職氏名

消費税等相当額報告書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付決定通知のあった 年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金について、岡山県造林事業補助金交付要綱第7 条第1項の規定により下記により報告します。

記

1 補助金の確定額

(年 月 日付け、岡山県指令 第 号による確定額) 金 円

2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)

金

(注)事業主体から補助事業者へ提出された消費税等相当額報告書を添付する他、参考 となる資料を添付すること。 (市町村が補助事業者の場合) 様式第7号

> 番 号 年 月 日

岡山県 県民局長 殿

住所

市町村長

年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金実績報告書

年 月 日付け岡山県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった 年度少花粉スギ等造林対策事業を実施したので、岡山県補助金等交付規則 (昭和41年岡山県規則第56号)第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施計画書 ※様式 I を添付する。
- 2 その他参考となる書類

岡山県指令 第 号

補助金等額の確定通知書

年 月 日付け、岡山県指令 第 号で交付の決定を通知した 年度少花粉スギ等造林対策事業費補助金の額を 円に確定したので、岡山県補助金等交付規則(昭和41年岡山県規則第56号)第14条の規定により通知します。

年 月 日

岡山県 県民局長

様式 I 少花粉スギ等造林対策事業実施計画(報告)書

- 1 事業計画(報告)書
- (1) 事業の目的

(2)事業の内容及び経費の区分

) <u>争き</u>	美の内容	及い経	:賀の区	ガ								
	区	分		事	業	費	補助事業に要する (した)経費 (A)+(B)	県	負 補 助 (A)	<u>担</u>	<u>分</u> 叮 村 費 (B)	
						円	(A) + (B)		(A)	円	(D)	円
少	花粉ァ	くギ等	造 林									
下		ĮΙΧ	ŋ									
森	林 作	業 道	整備									
		計										

- (注) 付表の事業明細を添付する。
- 2 事業完了(予定)年月日
- 3 収支予算(精算)書

(1) 収入

1///												
	区	分		予	算	額	精	算	額	差引増△減額	備	考
						円			円	円		
県	補	助	金									
市	町	村	費									
	Ē	計										

(2) 支出

<u>ХШ</u>										
区	分	予	算	額	精	算	額	差引増△減額	備	考
				円			円	円		
少花粉ァ	、 ギ 等 造 林									
下	XI] Ŋ									
森林作	業道整備									
	計									

(甾位・田)

																		(単位	左:円)
										事業費	補助事業に要		負担	区分		事業実	施期間		
番	号	事業主体名	施行箇所名	事業区分	造林の種類	樹種	林齢	面積	単価	$(A) \sim (D)$	する(した)経	国庫補助金	県補助金	市町村費	その他	着手(予定) 年 月 日	完了(予定)	備	考
										の計	費(B)+(C)	(A)	(B)	(C)	(D)	年 月 日	年 月 日		
								ha											
	計																		

^{| 「}事業区分」及び「造林の種類」の欄は、付表の別表による。
| 2 事業区分ごとに「小計」を設けること。
| 3 「事業実施期間」欄は、事業区分毎に記載すること。
| 4 実績時に総括位置図(施行地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの)を添付すること。

付表の別表

	事業区分			造林の種類	単位	備考	
少花	粉スギ等	造林	再	造	林	ha	少花粉コンテナ 苗に限る。
下	ĮΙΧ	Ŋ	全		ĺΚ	ha	
作	業 道 整	き 備				m	

※作業内容は原則「造林の種類」に記載のとおりとするが、造林補助事業又は市町村補助事業の 区分によって「造林の種類欄」に記載することは差し支えない。